

民法改正とシステム開発契約の見直し

～民法改正に伴うシステム開発契約の変更点と紛争類型～

おおいてつや
講師 **大井哲也**氏

TMI 総合法律事務所
パートナー弁護士

日時 平成30年6月5日(火) 午後1時30分～午後5時00分

IBM対スルガ訴訟に代表されるように大規模化かつ複雑化したシステム開発は、相当程度高い確率で、納期遅延や、プロダクトの欠陥などの紛争リスクを抱えています。また、今般の改正民法の成立により、システム開発プロセスにも大きな影響を受けることになります。

本セミナーでは、法律論の教科書的な解説を越えた、実務に即した紛争解決の勘所をベンダ及びユーザ、法務部門及び情シス部門の両者に向けてご説明致します。

1. 民法改正とシステム開発紛争への影響

- (1) 瑕疵担保責任と契約不適合
- (2) 代金減額請求権と賠償請求権の起算点
- (3) 開発プロジェクトが途中頓挫した場合の報酬請求権
- (4) 成果物完成型の準委任契約

2. システム開発契約

- (1) 契約作成プロセスでの法務部門と情シス部門の役割
- (2) ウォーターフォール型契約の各フェーズ
- (3) システム開発契約の条項解説と一歩進んだ条項の検討
- (4) システム開発契約の肝となる別紙の作成

3. システム開発紛争の頻発類型

- (1) 請負又は委任の契約類型の明確化の欠如
- (2) 開発スコープの明確化の欠如
- (3) テストケースの粒度と網羅性の不足
- (4) 検収手続の能力不足及び不備
- (5) 発注者又は受注者のPMの不備
- (6) プロダクトの欠陥及び情報セキュリティ上の脆弱性

4. システム開発プロセスにおける勘所

- (1) ビジネス要件定義の精緻化
- (2) 発注者PM及び情シス部門の役割
- (3) 裁判を意識したプロジェクト管理と証拠収集
- (4) PMへの法務部の関与

5. システム開発訴訟の勘所

- (1) システム開発訴訟の期間とコスト
- (2) 裁判官のリテラシー
- (3) 専門委員のリテラシーと活用
- (4) システム開発の失敗と損害の相当因果関係の範囲
- (5) 裁判官の心証を決定する証拠収集
- (6) 私的鑑定意見書の依頼方法と成果物
- (7) 裁判上の和解の留意点

本セミナーにつきましては、法律事務所ご所属の方はお申込みご遠慮願います。

【講師紹介】TMI 総合法律事務所パートナー弁護士。www.tetsuyaai.com
クラウドコンピューティング、インターネット・インフラ/コンテンツ、SNS、アプリ・システム開発、情報セキュリティの各産業分野における実務に精通し、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証機関公平性委員会委員長、社団法人クラウド利用促進機構 (CUPA) 法律アドバイザー、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員を歴任する。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 **経営調査研究会**
■後援 **金融財務研究会**
http://www.kinyu.co.jp

Facebook : <http://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <http://keichoken.blogspot.com/>



開催日

平成30年6月5日(火)
13:30~17:00

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL 03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
6番出口より徒歩1分
(開場は開演の30分前です。)

参加費

1名につき34,800円
(消費税、参考資料を含む)

1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお問い合わせいたします。)ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

民法改正とシステム開発契約の見直し

6 / 5

◆参加申込書◆

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

*セミナーコード 1035 (Law-301035)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。